京都市告示第608号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和6年12月24日

京都市長 松 井 孝 治

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延	予	敷地の幅員
小川緯5号 線	上京区弁財天町326番地の2地先から 同町322番地地先まで	旧		メートル 16.00	メートル 3.00 ~ 3.10
		新		16.00	$3.08 \sim 3.55$
山科大塚経 34号線	山科区大塚南溝町6番地の6地先から 同町6番地の59地先まで	旧		25.80	$4.01 \sim 7.20$
		新		25. 80	4.00 ∼ 8.00
山ノ内34の 1号線	右京区山ノ内五反田町17番地の11地先 から 同町17番地の4地先まで	旧		55. 30	$2.05 \sim 3.40$
		新		55. 30	$0.91 \sim 10.90$

(建設局土木管理部道路明示課)